令和3年度防衛省政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、令和3年度防衛省政策評価 実施計画(以下「実施計画」という。)を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和3年度とする。

- 2 計画期間内において事後評価を実施する政策及び評価の方法
- (1) 法第7条第2項第1号に区分される政策

防衛省における政策評価に関する基本計画について(防官企(防)第 154号(31.3.29)。以下「基本計画」という。)第6項第2号 に規定する施策等とし、次のア並びにイ(ア)及び(イ)に掲げる施策 等の区分に応じ、当該ア並びにイ(ア)及び(イ)に定める評価の方法 とする。

ア施策

基本計画の付紙の政策体系に示す全ての施策

(評価の方法)

「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)第4項に定める実績の測定(以下「モニタリング」という。)を実施する。

モニタリングの結果等により、評価の必要があると認められる場合には、総括的な評価を実施する。

イ 事務事業

(ア) 租税特別措置等

- a 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡 所得の特別控除
- b 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
- c 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
- d 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除
- e 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所 特の特別控除

(評価の方法)

事業評価方式による事後評価を実施する。

(イ) その他の事務事業 EMP弾構成システムの研究 (評価の方法) 事業評価方式による事後評価を実施する。

- (2) 法第7条第2項第2号に区分される政策 該当なし。
- (3) 法第7条第2項第3号に区分される政策 該当なし。
- 4 実施計画の見直し

実施計画については、政策及び政策評価の実施状況を踏まえ、特に評価が必要と認められる事情が生じた場合のほか、必要に応じて所要の見直しを行うものとする。